

山形県保健医療推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 県民の健康を確保し、地域の実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された山形県保健医療計画の円滑な進行を図るため「山形県保健医療推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、協議検討する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県保健医療計画の推進状況の把握、評価に関すること。
- (2) 山形県保健医療計画の見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱または任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 関係団体
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者

3 委員の任期は、2年とする。なお、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(企画調整委員会)

第5条の2 計画の見直しに当たって、協議会の運営を円滑にするために必要に応じて企画調整委員会を置くことができる。

2 企画調整委員会の委員は10人以内とし、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 企画調整委員長は、会長がこれを兼ねる。副委員長は、企画調整委員の中から委員長が指名する。

4 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、企画調整委員会にこれを準用する。この場合において、「会長」とあるのは「企画調整委員長」、「副会長」とあるのは「企画調整副委員長」、「協議会」とあるのは「企画調整委員会」と読み替えるものとする。

5 企画調整委員会においては、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じ、特定の事項について調査検討させるために、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、概ね15人以内とし、会長が指名する委員及びその事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱または任命する委員で構成する。

3 部会で調査検討した結果については、協議会に報告するものとする。ただし、病床数について検討するために設置する「病院部会」については、その部会で検討した結果をもって協議会の決議とする。

4 第4条及び第5条の規定は、部会に準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 部会においては、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の事務を処理し、関係部門相互の調整を図るため、関係部門で組織する幹事会を置く。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、関係する各会議に出席し、その事務を処理する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(作業部会)

第7条の2 計画見直しに当たっての原案を作成するため、必要に応じて幹事会のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、計画にかかわる庁内の関係部局員をもって構成する。

3 作業部会は、事案により関係部員をもって開催する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年9月6日から施行する。

2 平成16年9月1日現在において知事の委嘱を受けている委員の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成3年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月20日から施行する。
附 則
この要綱は、平成9年5月9日から施行する。
附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
附 則
この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成16年8月18日から施行する。
附 則
この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成19年3月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

別 表

幹 事 長	健康福祉部次長
幹事（幹事長代理）	健康福祉部健康福祉企画課長
幹 事	企画振興部企画調整課長
幹 事	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課 消防救急主幹
幹 事	子育て推進部子ども家庭課長
幹 事	健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室長
幹 事	健康福祉部地域福祉推進課長
幹 事	健康福祉部地域医療対策課長
幹 事	健康福祉部健康長寿推進課長
幹 事	健康福祉部健康長寿推進課健康づくりプロジェクト推進室長
幹 事	健康福祉部障がい福祉課長
幹 事	病院事業局県立病院課長
幹 事	教育庁スポーツ保健課保健・食育主幹
幹 事	村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課長
幹 事	最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課長
幹 事	置賜総合支庁保健福祉環境部保健企画課長
幹 事	庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課長